

株式交換に関する事前開示書類

(株式会社グレートインターナショナルとの株式交換について)

2023年4月17日

株式会社日本創発グループ

2023年4月17日

株式交換に関する事前開示書類

(株式会社グレートインターナショナルとの株式交換について)

東京都台東区上野三丁目24番6号

株式会社日本創発グループ

代表取締役 藤田 一郎

当社は、2023年4月12日付で、株式会社グレートインターナショナル（以下、「グレートインターナショナル」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2023年5月10日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、グレートインターナショナルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うこととしました。本件株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

1 株式交換契約の内容

別紙1「株式交換契約書（写）」のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2「交換対価の相当性に関する事項」とおりです。

3 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3「グレートインターナショナルの最終事業年度に係る計算書類等」とおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

株式の一部取得による株式会社バックストリートの持分法適用関連会社化

当社は、株式会社バックストリートの自己株式処分による第三者割当増資を引き受けることにより同社を持分法適用関連会社としました。

持分法適用関連会社の名称 株式会社バックストリート

取得株式数 55 株

取得価額 140 百万円

株式譲渡実行日 2023 年 2 月 1 日

6 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

令和5年4月12日

株式会社日本創発グループ

株式会社グレートインターナショナル

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および株式会社グレートインターナショナル（以下「乙」という。）は、令和5年4月12日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都台東区上野三丁目24番6号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社グレートインターナショナル

住所：東京都港区虎ノ門四丁目2番12号

第3条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（ただし、甲を除く。）の保有する乙の普通株式の合計数に12,000を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式12,000株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年5月10日とする。ただし、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営状態または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項ただし書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 12 日

甲 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

株式会社日本創発グループ

代表取締役 藤田 一郎



乙 東京都港区虎ノ門四丁目 2 番 12 号

株式会社グレートインターナショナル

代表取締役 竹井 泰弘



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

本件株式交換における交換対価の相当性に関して、下記の通り判断しました。

1 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 株式交換に係る割当の内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がグレートインターナショナルの発行済普通株式（但し、当社が有するグレートインターナショナルの株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるグレートインターナショナルの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除く。）に対し、グレートインターナショナルの普通株式に代わる金銭等として、グレートインターナショナルの各株主（但し、当社を除く。）の所有するグレートインターナショナルの普通株式の合計数に 12,000 を乗じた数の当社の普通株式を交付します。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	グレートインターナショナル (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	12,000
株式交換により交付する株式数	普通株式：1,248,000	

(注) 当社は、本件株式交換により、グレートインターナショナル株式 104 株に対して、当社普通株式 1,248,000 株を割当て交付いたします。

(2) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率の公平性及び妥当性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社青山財産ネットワークス(以下、「青山財産ネットワークス」といいます。)を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。

青山財産ネットワークスは、上場会社である当社株式については、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行いました。一方、グレートインターナショナルの株式については、非上場会社であることを勘案し、修正簿価純資産法を採用して算定を行っております。

青山財産ネットワークスによる当社株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の本件株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

当社	グレートインターナショナル	株式交換比率
市場株価法	修正簿価純資産法	9,158.51 ～ 12,110.42

なお、市場株価法については、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、2023年4月5日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用しました。

青山財産ネットワークスは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含む。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。青山財産ネットワークスの株式交換比率の算定は、2023年4月5日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

② 算定の経緯

当社とグレートインターナショナルは、青山財産ネットワークスによる株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③ 算定機関との関係

青山財産ネットワークスは、当社及びグレートインターナショナルの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以上から、当社は本件株式交換における交換対価は相当であると判断しました。

2 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により、増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断しました。

- ① 増加する資本金の額 0円
- ② 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ③ 増加する利益準備金の額 0円

決 算 報 告 書

(第 25 期)

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

株式会社グレートインターナショナル

貸借対照表

2022年 3月31日 現在

株式会社グレートインターナショナル

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	455,238,974	【流動負債】	93,547,969
現金・預金	223,922,632	買掛金	52,620,496
受取手形	4,791,520	未払金	1,454,025
売掛金	192,743,158	未払法人税等	100,000
貸倒引当金	-1,348,320	未払消費税	7,593,700
製品	191,823	未払費用	26,764,044
貯蔵品	1,272,895	預り金	5,015,704
立替金	96,080	負債の部合計	93,547,969
前払費用	105,452	純 資 産 の 部	
前払金	377,967	【株主資本】	464,849,270
未収入金	27,185,467	資本金	20,000,000
未収法人税等	5,900,300	利益剰余金	451,349,270
【固定資産】	103,158,265	利益準備金	1,591,667
【有形固定資産】	4,376,093	その他利益剰余金	449,757,603
建物附属設備	3,016,515	別途積立金	71,000,000
工具器具備品	1,359,578	繰越利益剰余金	378,757,603
【無形固定資産】	200,160	自己株式	-6,500,000
ソフトウェア	200,160		
【投資その他の資産】	98,582,012	純資産の部合計	464,849,270
投資有価証券	19,980,000		
敷金	46,549,332		
長期前払費用	3,417,012		
保険積立金	28,635,668	負債及び純資産合計	558,397,239
資産の部合計	558,397,239		

損 益 計 算 書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

株式会社グレートインターナショナル

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	825,310,137	
売 上 高 合 計		825,310,137
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	14,157,294	
当期商品仕入高	25,026,416	
材 料 費	6,668,362	
外 注 費	128,552,624	
監 修 費	3,325,777	
通 信 費 (原)	614,158	
旅 費 交 通 費 (原)	717,553	
合 計	179,062,184	
期末商品・製品棚卸高	13,577,518	
売 上 原 価		165,484,666
売 上 総 利 益 金 額		659,825,471
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		630,320,977
営 業 利 益 金 額		29,504,494
【営業外収益】		
受 取 利 息	4	
雑 収 入	2,402,422	
営 業 外 収 益 合 計		2,402,426
【営業外費用】		
雑 損 失	98,069	
営 業 外 費 用 合 計		98,069
経 常 利 益 金 額		31,808,851
【特別利益】		
貸倒引当金戻入額	2,137,940	
特 別 利 益 合 計		2,137,940
税引前当期純利益金額		33,946,791
法 人 税 等		8,876,100
当 期 純 利 益 金 額		25,070,691

販売費及び一般管理費内訳書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

株式会社グレートインターナショナル

(単位： 円)

科 目	金 額
給 料 手 当	332,777,282
賞 与	69,904,000
法 定 福 利 費	62,594,500
福 利 厚 生 費	1,369,706
広 告 宣 伝 費	1,100,853
交 際 費	258,551
会 議 費	513,070
旅 費 交 通 費	15,663,768
通 信 費	3,421,468
消 耗 品 費	10,798,281
事 務 用 消 耗 品 費	519,382
修 繕 費	1,458,860
水 道 光 熱 費	5,259,989
新 聞 図 書 費	514,227
諸 会 費	100,000
支 払 手 数 料	2,837,576
車 両 費	701,436
リ ー ス 料	7,740,651
保 険 料	32,826,926
減 価 償 却 費	1,745,219
賃 借 料	50,174,532
租 税 公 課	170,400
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,348,320
顧 問 料	4,834,000
雑 費	21,687,980
販売費及び一般管理費合計	630,320,977

株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

株式会社グレートインターナショナル

(単位： 円)

【株主資本】				
資 本 金	当期首残高			20,000,000
	当期末残高			20,000,000
利 益 剰 余 金				
利 益 準 備 金	当期首残高			1,591,667
	当期末残高			1,591,667
そ の 他 利 益 剰 余 金				
別 途 積 立 金	当期首残高			71,000,000
	当期末残高			71,000,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高			353,686,912
	当期変動額	当期純利益金額		25,070,691
	当期末残高			378,757,603
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高			426,278,579
	当期変動額			25,070,691
	当期末残高			451,349,270
自 己 株 式	当期首残高			-6,500,000
	当期末残高			-6,500,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高			439,778,579
	当期変動額			25,070,691
	当期末残高			464,849,270
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高			439,778,579
	当期変動額			25,070,691
	当期末残高			464,849,270

注 記 表

株式会社グレートインターナショナル

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びにリース資産については定額法）を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式により処理しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

前期末株式数	200株
当期増加株式数	0株
当期減少株式数	0株
当期末株式数	200株

摘要

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式

前期末株式数	65株
当期増加株式数	0株
当期減少株式数	0株
当期末株式数	65株

摘要

(3) 当該事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

無配のため、該当事項はありません。